

印刷する

契約更新通知書

通知日: 令和 5年12月24日

| | |
|--|---|
| お客さま番号 1005-279-092 | 供給地点特定番号 03-0011-1060-1060-0701-7635 |
| 契約者名義 ヒノヒラヤマダイジユウタク カンリクミアイハウジン | |
| 契約住所 191-0065 東京都日野市旭が丘6丁目7-8 ヒラヤマダイジユウタクー1 | |
| 現在の契約期間 令和 4年 2月25日 ~ 令和 6年 2月24日 | |
| 更新後の契約期間 令和 6年 2月25日 ~ 令和 8年 2月24日 | |
| 契約種別 スタンダードL | 契約決定方式 主開閉器契約 |
| 契約電力 6 kVA | 付帯メニュー 長期契約割引 |
| 備考 | |

毎度ご利用いただきありがとうございます。現在の契約期間が満了となりますが、契約期間満了後も現在のプランを引き続きご契約いただける場合は、現在の契約内容を継続させていただきますのでお客さまによるお手続きは不要です。

以下の内容についても必ずお読みください。

- このご案内は、通知日時点の契約内容をもとに作成しております。すでに契約変更の申込みがお済みのお客さまにおかれましては、変更日以降は変更後の契約内容によります。契約の変更等をご希望の場合は、契約期間満了日までにご連絡ください。
- 上表以外の契約内容につきましては、契約内容通知画面や毎月の電気料金等のお知らせ（ご利用明細）でご確認ください。
- 契約の更新および手続きについて
契約期間満了後も現在のプランを引き続きご契約いただける場合は、契約を更新させていただきますので、お客さまによるお手続きは不要です
- 期中解約金について
お客さまが以下のプランを解約する場合、期中解約金を申し受けます。
ただし、契約期間満了日から遡った2か月の間に解約する場合（解約日が当該期間に属する場合に限ります。）は、申し受けません。また、プランの変更や引越しによる廃止のお申込みをいただき当該プランを解約する場合も、期中解約金は申し受けません。

解約金を申し受ける場合は、以下のとおり解約金が発生いたします。

「プレミアムS/L」「プレミアムプラン」

契約期間が1年間の場合：3,000円(税込)

契約期間が2年間の場合：5,000円(税込)

「長期契約割引(ビジネスパック2年割)」

・スタンダードプラン

契約電流が ≤ 60 アンペア以下の場合、契約容量が ≤ 9 KVA以下の場合：5,000円(税込)

契約容量が ≤ 9 kVAをこえ ≤ 19 kVA以下の場合：10,000円(税込)

契約容量が ≤ 19 kVAをこえ ≤ 29 kVA以下の場合：15,000円(税込)

契約容量が ≤ 29 kVAをこえ ≤ 39 kVA以下の場合：20,000円(税込)

契約容量が ≤ 39 kVAをこえる場合：25,000円(税込)

・スタンダードX、動力プラン

契約電力が ≤ 9 kW以下の場合：5,000円(税込)

契約電力が ≤ 9 kWをこえ ≤ 19 kW以下の場合：10,000円(税込)

契約電力が ≤ 19 kWをこえ ≤ 29 kW以下の場合：15,000円(税込)

契約電力が ≤ 29 kWをこえ ≤ 39 kW以下の場合：20,000円(税込)

契約電力が ≤ 39 kWをこえる場合：25,000円(税込)

●実量制契約の契約電力について

実量制契約の契約電力は、ご使用いただいた30分ごとの使用電力量により決定します。30分ごとの使用電力量のうち、月間で最も大きい値を2倍した値を最大需要電力といい、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値が契約電力となります。

●付帯メニューについて

付帯メニュー欄には、主なメニューのみを記載しております。

お客様の契約に適用されている付帯メニューは、契約内容通知画面や毎月の電気料金等のお知らせ(ご利用明細)にてご確認ください。

今後とも、サービス向上に努めてまいりますので、変わらぬお引き立てを賜りますようお願いいたします。

よくあるご質問：<https://tepcoco.zendesk.com/hc/ja/categories/360004190914>

契約内容通知書

通知日：令和 6年 2月24日

ご契約者さま情報

お客さま番号

1005-279-092

供給地点特定番号

03-0011-1060-1060-0701-7635

契約者名義

ヒノヒラヤマダイジユウタク カンリクミアイホウジン

契約住所

191-0065 東京都日野市旭が丘6丁目7-8 ヒラヤマダイジユウタク-1

ご契約内容

契約期間

令和 6年 2月25日 ~ 令和 8年 2月24日

契約種別

スタンダードL

需給開始日・契約変更日

令和 6年 2月25日

付帯メニュー
長期契約割引

契約電力
6 kVA

基本料金
契約容量 1kVAあたり 295.24 円

電力量料金
(1キロワット時)

| | |
|-------------------|---------|
| 最初の120kWhまで | 30.00 円 |
| 120kWhをこえ300kWhまで | 36.60 円 |
| 上記超過 | 40.69 円 |

検針(計算)日
毎月 23 日を基準とします。(初回は 2 月 26 日を予定)

支払い方法
当社が指定する方法のうち、ご指定いただいた方法となります。

その他
長期契約割引(ビジネスパック2年割): 契約電力 × 55.00円
ビジネスパックプラス割(関東エリア電灯のみ): 契約電力 × (3年目 ~ 55.00円、5年目 ~ 66.00円)

契約決定方式
主開閉器契約

供給電圧
単相3線式 100V/200V/標準周波数50ヘルツ

1. 契約の成立、契約期間、解約

(1) 需給契約は、お客さまからのお申込みを、東京電力エナジーパートナー株式会社(以下、当社)または当社の委託業者、代理店が承諾したときに成立いたします。

(2) 契約期間は、契約が成立した日から、お客さままたは当社が契約を解約する日までといたします。

ただし、お客さまの需要場所が、電気事業法第20条の2第1項に定める指定区域として指定される場合の契約期間の終期は、原則として、当該指定区域に対し離島等供給が開始される日の前日といたします。

2. 請求金額の計算方法等

(1) 請求金額等のご案内

月々の料金、使用電力量、その他お客さまへのご案内事項は、当社Webサービスを通じてご案内いたします。

(2) 料金の計算方法

○ 定額料金の設定があるプラン

契約の大きさに決まる基本料金(※)と、使用電力量に応じて計算する電力量料金(一定使用電力量までの場合は定額料金とし、一定使用電力量をこえる場合は、定額料金に一定使用電力量をこえた使用電力量に応じて計算する従量料金を加算)に、再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えて計算します。電力量料金は燃料価格の変動に応じて、燃料費調整額を加算します。なお、燃料費調整額はマイナスとなる場合もあります。ただし、まったく電気を使用しない場合の電気料金は、基本料金の半額に定額料金を加えたものとなります。また、お客さまが支払期日を経過してなお料金をお支払いいただけない場合は、当社は支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けることがあります。

(※)スタンダードAには、契約電力に基づく基本料金はありません。

○ その他のプラン

契約の大きさに決まる基本料金と、使用電力量に応じて計算する電力量料金に、再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えて計算します。電力量料金は燃料価格の変動に応じて、燃料費調整額(※)を加算します。なお、燃料費調整額はマイナスとなる場合もあります。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額となります。また、お客さまが支払期日を経過してなお料金をお支払いいただけない場合は、当社は支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けることがあります。

(※)アクアエナジー100には燃料費調整額はありません。

・料金の算定期間は、原則として、前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間(中部・関西エリアでは前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間)といたします。なお、計量日とは記録型計量器(以下、スマートメーター)

に最大需要電力および使用電力量等が記録される日、地区番号を基準に毎月一定の日(お客さまによって異なります)となります。ただし、お客さまが電気の使用を開始(もしくは解約)した場合や、契約内容の変更等により料金に変更があった場合は使用日数に応じて日割計算いたします。

・使用電力量の計量は、一般送配電事業者または配電事業者(以下、一般送配電事業者等)が計量した値をもとにします。ただし、計量器の故障等によって使用電力量等を正しく計量できなかった場合は、お客さまとの協議によって定めます。

・スマートメーターの設置が新しいプランへの切替日以降になる場合、スマートメーターが設置されるまでの期間における30分ごとの使用電力量は、計量された使用電力量を均等に配分してえられる値といたします。

・燃料費調整額の算定に使用する各月の燃料費調整単価および平均燃料価格は、毎月当社ホームページでお知らせいたします。

(3) 料金の支払義務および支払期日

お客さまの料金の支払義務は、一般送配電事業者等が計量した値を当社が受領し、当社にて料金の請求が可能となった日(以下、請求日)に発生します。料金の支払期日は、原則として、請求日の翌日から起算して30日目といたします。ただし、お客さまと当社との協議によって当社が継続して他の契約の料金と一括して請求することとした場合の支払期日は、請求する料金のうちその月で最後に支払義務が発生する料金の支払義務発生日またはお客さまと当社との協議によって定めた毎月一定の日の翌日から起算して30日目といたします。支払期日はあらかじめお知らせいたします。

(4) 料金の支払方法

料金は、口座振替、クレジットカード、その他当社の指定する方法のうち、お客さまにご指定いただいた方法でのお支払いとなります。ご利用いただけるお支払方法は、当社ホームページでご案内しております。なお、新たに口座振替またはクレジットカードでのお支払を希望された場合、手続きが完了するまでは振込用紙でのお支払いとなります。ただし、新しいプランへの切替前のご契約先が当社の場合は、手続きが完了するまでは切替前のご契約の支払方法が継続されます。

(5) 各種手数料

電気料金とあわせて、次の手数料を請求いたします。

・SMS選択払いまたは振込みによりお支払いいただく場合、220円(税込)/月の手数料を申し受けます。

・検針票(領収証含む)の郵送を希望する場合、110円(税込)/月の手数料を申し受けます。ただし、振込みによりお支払いいただく場合は、手数料は申し受けません。

3. 当社からの申し出による契約の解約

(1) お客さまが、次のいずれかに該当する場合には、契約を解約することがあります。

・料金を支払期日を経過してなお支払われない場合

・他の契約(既に消滅しているものを含みます。)の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合

・当社が定める[需給約款(低圧)]およびお客さまがご契約の供給条件によって支払いを要することとなった料金以外の債務(延滞利息、違約金、その他[需給約款(低圧)]およびお客さまがご契約の供給条件から生ずる金銭債務をいいます)を支払われない場合

(2) お客さまが次のいずれかに該当し、当社がその旨を警告しても改めていただけない場合には、契約を解約することがあります。

・お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合

・電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合

・その他、当社が定める[需給約款(低圧)]およびお客さまがご契約の供給条件の内容に反した場合

(3) 契約を解約させていただく場合には、あらかじめ解約日をお伝えいたします。

(4) お客さまが、あらかじめ定めた電気の使用を廃止する期日を当社に通知されずに、その需要場所から移転される等、電気を使用されていないことが明らかの場合には、電気を使用されていないことが明らかになった日に需給契約は消滅するものといたします。

4. 託送供給等約款の遵守

(1) お客さまの土地、または建物への立ち入りおよび調査

計量器の確認や、法令で定めるところによる保安のために必要なお客さまの電気工作物の検査等を実施するために、一般送配電事業者等が委託した事業者が、お客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

(2) 保安に対するお客さまの協力

お客さまが、次のいずれかについてお気づきの場合には、すみやかに一般送配電事業者等にご連絡くださいますようお願いください。

・電気の供給に必要な電気工作物(電気の引込線や計量器等)に異状、もしくは故障があり、または生じるおそれがある場合

・お客さまの電気工作物に異状、もしくは故障があり、または生じるおそれがあり、それが一般送配電事業者等の供給設備に影響を及ぼすおそれがある場合

(3)供給の中止または使用の制限もしくは中止

一般送配電事業者等が定める託送供給等約款にもとづき、次の場合にはお客さまに電気のご使用を中止、または制限していただく場合があります。

- ・一般送配電事業者等およびお客さまの電気工作物に故障が生じ、または故障が生じるおそれがある場合
- ・一般送配電事業者等の電気工作物の修繕、変更その他の工事上やむをえない場合
- ・その他保安上必要がある場合

(4)その他、託送供給等約款に定める事項を遵守していただきます。

5. 工事費負担金等相当額の申受け等

当社は、一般送配電事業者からお客さまへの電気の供給に係る工事等に係る工事費負担金、費用の実費または実費相当額の請求を受けた場合、請求を受けた金額に相当する金額を、原則として、一般送配電事業者の工事着手前に申し受けます。

6. 違約金

(1)お客さまが、電気工作物の改変等によって不正に電気を使用され、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。

(2)(1)の免れた金額は、当社が定める供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。

(3)不正に使用した期間が確認できない場合は、6か月以内で当社が決定した期間といたします。

7. 信用情報の共有

当社は、支払期日を経過してなお料金をお支払いいただけない場合、名義、住所、支払いに関する情報等について、他の小売電気事業者へ提供することがあります。

8. その他

- ・上記に記載のない事項の取扱いは、当社が定める[需給約款(低圧)]およびお客さまがご契約の供給条件によります。
- ・当社は、[需給約款(低圧)]およびお客さまがご契約の供給条件の内容を変更することがあります。その場合、当社Webサービス等を通じてあらかじめご案内いたします。
- ・[需給約款(低圧)]およびお客さまがご契約の供給条件の内容は、**当社のホームページ**で確認することができます。
- ・当社またはお客さまが契約内容を変更または更新する場合、当社のWebサービス等を通じて変更または更新後の契約内容のみをお知らせします。なお、変更または更新とならないその他の事項については、お知らせを省略する場合があります。
- ・当社は、[需給約款(低圧)]、お客さまがご契約の供給条件を終了することがあります。その場合、契約終了の6か月前までにあらかじめお知らせします。

9. 各種手続き・お問い合わせ

契約内容の変更・解約、お問い合わせは、各種手続き・お問い合わせ先までご連絡ください。なお、小売電気事業者の変更にともない契約を解約する場合は、一般送配電事業者等への託送契約の申込みが必要となるためお早めにお申込みください。また、停電時のご連絡先は当社のホームページおよび当社Webサービス等でご案内いたします。

10. 上記以外に定めるプランごとの供給条件における重要事項

(1)プレミアムS/L、プレミアムプラン

・1(2)によらず、契約期間は、契約が成立した日から料金開始の日以降1年目(契約期間が2年間の場合は2年目)の日までといたします。ただし、お客さまの需要場所が、電気事業法第20条の2第1項に定める指定区域として指定される場合の契約期間の終期は、原則として、当該指定区域に対し離島等供給が開始される日の前日といたします。

・プレミアムS/L、プレミアムプランを解約する場合、次のとおり期中解約金を申し受けます。最終使用月の電気料金とあわせて請求いたします。

ただし、契約期間満了日から遡った2か月の間に解約する場合(解約日が当該期間に属する場合に限り)は、申し受けません。また、プランの変更や引越しによる廃止のお申込みをいただき当該プランを解約する場合も、期中解約金は申し受けません。

・2023年4月1日以降の更なる料金見直しに伴い、お客さまのご負担を軽減するため、上記によらず当社所定の期間内にプレミアムS/L、プレミアムプランを解約する場合は期中解約金を申し受けません。詳しくは当社ホームページをご確認願います。

契約期間が1年間の場合：3,000円(税込)

契約期間が2年間の場合：5,000円(税込)

(2)スマートライフS/L、スマートライフプラン

・夜間蓄熱式機器またはオフピーク蓄熱式電気温水器(総容量が1kVA以上)をお持ちのお客さまにご加入いただけます。

・夜間蓄熱式機器またはオフピーク蓄熱式電気温水器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は、当社に申し出いただけます。

・3(1)に加え、無断で夜間蓄熱式機器またはオフピーク蓄熱式電気温水器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外された場合には、契約を解約することがあります。

(3)くらし上手S/L/X

・太陽光自家消費促進型給湯機(総容量が1kVA以上)および太陽光発電設備をお持ちのお客さまにご加入いただけます。

・太陽光自家消費促進型給湯機(総容量が1kVA以上)または太陽光発電設備を取り替えまたは取り外される場合は、当社に申し出いただけます。

・3(1)に加え、無断で太陽光自家消費促進型給湯機または太陽光発電設備を取り付けもしくは取り替えまたは取り外された場合には、契約を解約することがあります。

(4)動力プラン

・負荷設備を取り替えまたは取り外される場合は、あらかじめ当社に申し出いただけます。

・3(1)に加え、無断で負荷設備を取り替えまたは取り外された場合には、契約を解約することがあります。

(5)アクアエナジー100

・アクアエナジー100はスタンダードSの特約のため、スタンダードSをご契約のお客さまにご加入いただけます。

(6)長期契約割引

・同一需要場所でスタンダードS/LまたはスタンダードXに加えて動力プランをご契約のお客さまにご加入いただけます。

・1(2)によらず、契約期間は、契約が成立した日から料金開始の日以降2年目の日までといたします。ただし、お客さまの需要場所が、電気事業法第20条の2第1項に定める指定区域として指定される場合の契約期間の終期は、原則として、当該指定区域に対し離島等供給が開始される日の前日といたします。

・長期契約割引を解約する場合、次のとおり期中解約金を申し受けます。最終使用月の電気料金とあわせて請求いたします。ただし、契約期間満了日から遡った2か月の間に解約する場合(解約日が当該期間に属する場合に限ります。)は、申し受けません。また、プランの変更や引越しによる廃止のお申込みをいただき当該プランを解約する場合も、期中解約金は申し受けません。

・2023年4月1日以降の更なる料金見直しに伴い、お客さまのご負担を軽減するため、上記によらず当社所定の期間内に長期契約割引を解約する場合は期中解約金を申し受けません。詳しくは当社ホームページをご確認願います。

契約電流が60アンペア以下の場合、契約容量が9kVA以下の場合または契約電力が9kW以下の場合：5,000円(税込)

契約容量が9kVAをこえ19kVA以下の場合または契約電力が9kWをこえ19kW以下の場合：10,000円(税込)

契約容量が19kVAをこえ29kVA以下の場合または契約電力が19kWをこえ29kW以下の場合：15,000円(税込)

契約容量が29kVAをこえ39kVA以下の場合または契約電力が29kWをこえ39kW以下の場合：20,000円(税込)

契約容量が39kVAをこえる場合または契約電力が39kWをこえる場合：25,000円(税込)

・スタンダードS/L、スタンダードXまたは動力プランを解約する場合、長期契約割引を解約します。

(7)ガスセット割、ビジネスガスセット割

・当社が指定する電気およびガスのプランを同一需要場所でご契約し、電気料金とガス料金を一括してご請求できる場合は、電気料金から102円(税込)/月を割引いたします。

・同一需要場所のガスのプランを解約する場合または電気料金とガス料金の一括でのご請求ができなくなる場合、ガスセット割またはビジネスガスセット割を解約します。

(8)電化上手

・夜間蓄熱式機器またはオフピーク蓄熱式電気温水器(総容量が1kVA以上)をお持ちのお客さまにご加入いただけます。

・夜間蓄熱式機器またはオフピーク蓄熱式電気温水器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は、当社に申し出いただけます。

・3(1)に加え、無断で夜間蓄熱式機器またはオフピーク蓄熱式電気温水器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外された場合には、契約を解約することがあります。

(9)低圧高負荷

・同一需要場所で電灯または小型機器と動力をあわせて使用のお客さまで、電灯または小型機器と動力をあわせた契約電力が、15kW以上のお客さまにご加入いただけます。

(10)深夜電力、第2深夜電力

・深夜電力は、原則として毎日23時から翌7時までの時間を限り、動力または小型機器を使用するお客さま(深夜電力Aの場合、用途は温水に限ります)にご加入いただけます。

・第2深夜電力は、原則として毎日1時から6時までの時間を限り、動力または小型機器を使用するお客さまにご加入いただけます。

・他のプランと同一の負荷設備を使用することはできません。また、ご使用いただく負荷設備は専用の屋内電路に接続していただきます。

契約内容の変更、解約などの各種手続き・お問い合わせ

[受付時間] 月曜日～土曜日(日曜日・休祝日・年末年始を除く)9時～17時

電話番号: **0120-995-113**

(携帯電話、PHSもご利用いただけます)

東京電力エナジーパートナー株式会社

小売電気事業者登録番号:A0269

〒100-8560 東京都千代田区内幸町1丁目1番3号

代表者名:代表取締役社長 山岸 桃子(長崎 桃子)

[東京電力エナジーパートナー](#)

[よくあるご質問](#)

[ご利用規約](#)

[個人情報保護方針](#)

TEPCO